

ミツヒロニュース



次本番です。先日、北九州市にあるシャボン玉石けん(株)へ企業見学に行きました。「無添加石けん」のみを販売している会社ですが、「健康な体ときれいな水を守る」をコンセプトにしており、天然油脂を原料として、添加物を使用しない純粋な製品を作っています。成長は著しく、環境を守るといった点で、これから時代を担う企業になつて欲しいと思ひます。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇地代を支払っている個人全てがマイナンバー取得の対象ですか？
- ◇教育資金の一括贈与非課税制度の要件に注意！
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(42)
「〇〇%削ります」
- ◇厚生年金保険料率の引き上げ
- ◇あとがき
ワンダーコアスマート

地代を支払っている個人全てがマイナンバー取得の対象ですか？

Q.

給与を支払う従業員の他、地代を支払っている地主さんなどからも、個人番号（以下、マイナンバー）の取得が必要だと聞きました。当社は次の地主さんへ駐車場代を支払っていますが、全ての地主さんからマイナンバーを取得しなければならないのでしょうか。

〔支払金額〕：甲氏→年間12万円（月額1万円）
：乙氏→年間24万円（月額2万円）

A.

事業者は、一定の支払等を行った場合、書類を作成して国へ提出しなければなりません。この書類を「法定調書」といいます。

この法定調書には、相手先のマイナンバーや法人番号（以下、マイナンバー等）を記載する欄が設けてあることから、マイナンバー等の取得が必要となります。

法定調書を提出するか否かの判断は、法定調書の種類によって異なります。特に金額によって判断が異なる代表的な法定調書を、次頁に示しました。

ご相談のケースは地代の支払であるた

め、提出する法定調書は「不動産の使用料等の支払調書」です。この提出範囲は、同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15 万円を超えるものとなります。したがって甲氏からマイナンバーを取得する必要はなく、乙氏のみマイナンバーを取得します。この場合、乙氏の本人確認（番号確認と身元確認）も必要となりますので、ご注意ください。

なお、法定調書へのマイナンバー等の記載は、平成 28 年 1 月 1 日以後の支払等から開始されます。取得する必要のある方へのアナウンス等、準備を始めましょう。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

【金額によって判断が異なる代表的な法定調書（一例）】

書類名	提出義務者	範 囲	
		区 分	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	右記の報酬、料金、契約金及び賞金（以下「報酬、料金等」）を支払った方	外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 50万円 を超えるもの
		バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
		広告宣伝のための賞金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 5万円 を超えるもの
		原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、通訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬等	
不動産の使用料等の支払調書	右記を支払った法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上、以下同じ）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価(以下、不動産の使用料等)等	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15万円 を超えるもの(法人に支払う不動産の使用料等は、権利金、更新料等のみ)
不動産等の譲受けの対価の支払調書	右記を取得した法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機(以下、不動産等)	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 100万円 を超えるもの
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	右記を支払った法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15万円 を超えるもの

※ 提出範囲の金額には、原則として消費税及び地方消費税を含めますが、明確に区分されている場合には、含めなくても問題ありません。

教育資金の一括贈与非課税制度の要件に注意！

教育資金の一括贈与非課税制度は、30歳未満の子や孫等が、教育資金に充てるため、父母や祖父母など直系尊属から、金融機関の口座等の開設を通して、最大1,500万円（うち学校等以外への支払いは500万円まで）贈与を受けても贈与税が非課税となる制度ですが、このたび下記の追加がありました。

- ①教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費、入学等の転居の交通費を追加
- ②金融機関へ提出する領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中の合計支払金額が24万円までのものは、その領収書等に代えて、支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出できる（平成28年1月から適用）見直しを行い、その適用期限が平成31年3月31日まで延長

通勤定期券代は、通常の通学に使用する定期券代、スクールバス代（通学定期券）が対象で、購入した際の領収書、通学定期券の写しの2点を提出する必要があります。

別の経路の切符代や交通系電子マネーのチャージ代、自転車通学の際の自転車代や駐輪場代などは対象外となります。

スクールバス代は、業者に通学定期代として支払う場合に認められます。

回数券等は対象外ですが、学校に直接支払う場合は1,500万円の非課税枠の対象となります。

留学渡航費については、1留学1往復（合理的経路）しか500万円の非課税枠を利用できず、その証明書類は厳格化されております。

具体的には、

- ①領収書
- ②留学先の学校の入学許可証や在籍証明書などの就学証明書
- ③航空券の写し、e-チケット、搭乗証明、旅程等の渡航経路を確認する書類の全てを提出する必要があり、上記3点が揃っていない渡航費や空港までの交通費は対象外となりますので、ご注意ください。

入学・転入学・編入学に当たっての転居に伴う1往復（合理的経路）の交通費も500万円の非課税枠の対象となります。

証明書類には、

- ①領収書
- ②入学する学校等の就学証明書
- ③乗車券の写しや購入履歴の印刷等移動の経路を証明する書類
- ④転居元の住所を証明する住民票等の4点全てが必要で、この4点が揃っていない交通費や、親の転勤に伴う転校で転居する場合の交通費は認められませんので、あわせてご注意ください。

(注意)

上記の記載内容は、平成27年8月4日現在の情報に基づいて記載しております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性が十分ありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。





イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ42. 「〇〇%削ります」

税務調査で、「交際費が同業他社と比べて多額なので、半分にします。」とか「交際費に私的な支出が入っているので、30%削ります。」というような指摘をよく受けます。

本来税務調査とは、「この支出は、社長個人の支出ですから、経費（損金）になりません。」というように、個別的に指摘するものです。

しかし、個別に指摘するのが面倒なのか、調査官はよく「〇〇%は経費になりません。」と指摘してきます。

この「〇〇%は経費になりません。」という指摘は正しいのでしょうか？

法人税法には次のような規定があります。

法人税法第131条（推計による更正又は決定）

税務署長は、内国法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合には、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合を除き、その内国法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその内国法人に係る法人税の課税標準を推計して、これをすることができます。

この条文だけを見ると、「〇〇%は経費なりません。」という指摘は正しいように思えます。

しかし推計課税は、「帳簿書類がない」「税務調査を拒否する」など、実額による課税ができない場合にのみ認められます。つまり、推計課税は税務署がいつでもできるものではなく、実額課税ができない場合における例外的な措置といえるのです。

ですから、帳簿書類等を提示し、税務調査を受け入れているにもかかわらず、推計課税で否認指摘してくる調査官の主張を、受け入れる必要など全くないのです。

この点はぜひ知っておいていただきたいポイントです。

参考文献： ■ ゆりかご俱楽部

厚生年金保険料率の引き上げ

厚生年金の保険料率が、今年も9月分（10月末納付期限分）から引き上げられます。給与計算において、控除する保険料の変更を忘れないよう行っておきましょう。一般被保険者の保険料率は、それまでの17.474%から0.354ポイント引き上げられ、17.828%になります。



あとがき

和田です。今流行の？ワンダーコアスマートを購入しました。とりあえず負荷が一番軽い状態で腹筋をしてみると、思いのほか楽に腹筋ができる、調子に乗って50回×2セットの100回腹筋をしてしまいました。こんなので効くのかなと思っていたのですが、翌日から4日間、激しい筋肉痛になり、数日前によく痛みが無くなりました。効果はありそうだということは分かったので毎日継続していこうと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



あなたの経営戦略
Office
Mitsuhiko

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

